

本日の授業のまとめ

<1.農地法> 問題文に3条、4条、5条と出てくるので、比較表を思い出して考える

P160「1.農地法のまとめ」の補足

3条許可は「市街化区域内の特例」はない →（あらかじめ農業委員会に届出すれば許可不要となる制度はない）	P141-(3)
4条許可は「農地」を「農地以外」の転用のみ許可必要と覚える →「採草放牧地」から「農地」への転用は3条許可 「採草放牧地」から「宅地」への転用は5条許可	P142-2 の2行目 P143(1)※

農地法適用除外（許可不要）

3条許可	4条許可	5条許可	
・遺産分割 ・相続等 (農業委員会への届出は必要)	・採草牧草地 ・2アール未満の農業用施設	・採草牧草地→農地 (3条許可の適用)	P140(2) P142(1)※ (4)③ P143(1)※
国・都道府県が権利を取得	①国・都道府県等が道路・農業用排水等にする場合 ②国・都道府県等が転用しようとする場合、都道府県知事との協議が成立→許可があったものとみなされる		P141(4)① P142(4)※ P143(5)※

<2.国土利用計画法>

「事後届出・事前届出」比較表

項目	事後届出	事前届出	テキスト
届出義務者	権利取得者	当事者双方	P150-1(1) P152-1
届出時期	契約締結後2週間以内	契約前	P150-1(1) P152 6行目
対象区域	右記以外の区域	注視区域、監視区域	P152 5行目
審査されるもの	土地利用の目的	対価の額、土地利用の目的	P150-1(2) P152 6行目
審査期間	届出後3週間以内に勧告	届出後6週間以内に勧告 (契約締結禁止期間)	P150-2(1) P155-4

<3.農地法3条と国土利用計画法> 比較

	農地法3条	国土利用計画法	テキスト
贈与税の許可	必要	不要	P140(2) P147(2)